岐阜市男女共同参画優良事業者表彰要綱

平成15年 7月 7日決裁

改正 平成18年 2月20日決裁

改正 平成20年 3月28日決裁

改正 平成26年 2月24日決裁

改正 平成27年 3月31日決裁

改正 令和元年10月 9日決裁

改正 令和2年3月26日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市男女共同参画推進条例(平成14年岐阜市条例第25号。以下「条例」という。)第15条の規定に基づき実施する事業者の表彰(以下「表彰」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

- 第2条 表彰の対象となる事業者(以下「表彰対象者」という。)は、本市に事業所を 有し、次の各号のいずれかに該当する事業者であって、男女が共同して参画する社 会づくりに関する取組に係る功績が顕著であると市長が認めるものとする。
 - (1) ぎふし共育・女性活躍企業認定事業実施要綱(令和元年10月9日決裁。以下「認定事業実施要綱」という。)に基づくぎふし共育・女性活躍企業の認定を受け、又は受けることが見込まれること。
 - (2) 次のアからエまでの基準のいずれかに該当する活動を継続して行っていること (前号に該当する場合を除く。)。
 - ア 男女の人権に配慮し、男女が共に働き、又は活動しやすい環境づくりに積極 的に取り組んでいること。
 - イ 女性の能力の活用又は活動領域の拡大に積極的に取り組んでいること。
 - ウ 仕事と家庭の両立を支援するため、法令に基づく制度を積極的に活用し、又 は法令で定める基準等を上回る処遇をし、若しくは柔軟な働き方ができる独自 の制度等があり、それが活用されていること。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、男女が共同して参画する社会づくりに積極的に取り組んでいること。

(表彰対象者の推薦)

第3条 表彰対象者の推薦をしようとするものは、別に定める時期までに、男女共同参画優良事業者表彰推薦書(様式)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による推薦は、自薦又は他薦を問わない。
- 3 市の事業に係る活動により表彰対象者となるものに係る推薦は、当該事業を所管する関係部長が行う。
- 4 市長は、第1項及び前項の規定による推薦があったときは、次条に規定する優良事業者表彰選考部会の審査に付するものとする。

(選考部会)

- 第4条 表彰対象者の選考(以下「選考」という。)を行うため、条例第20条に規定する岐阜市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」という。)に岐阜市男女共同参画推進審議会規則(平成14年岐阜市規則第44号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定に基づき、優良事業者表彰選考部会(以下「選考部会」という。)を設置する。
- 2 選考部会は、審議会委員のうち5人以内で組織する。
- 3 選考部会の委員(以下「委員」という。)の任期は、規則第4条第2項の規定による 指名を受けた日から当該選考に係る表彰を行う日までとする。
- 4 選考部会に、部会長を置き、委員の互選によって定める。
- 5 部会長は、選考部会の事務を総理し、選考部会を代表する。
- 6 選考部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が招集し、その議長となる。
- 7 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 8 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 9 部会長は、選考の結果を速やかに審議会に報告するものとする。
- 10 選考部会の庶務は、市民協働推進部男女共生・生涯学習推進課において処理する。 (表彰対象者の決定)
- 第5条 市長は、毎年度1回、審議会の報告に基づき表彰対象者を決定し、表彰するものとする。ただし、表彰対象者として該当するものがない場合は、この限りでない。 (その他)
- 第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成15年7月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月24日から施行する。 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行する。 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。